

会社税務基礎講座《講座日程》

講義時間は18:15~20:30です。

	日程	セミナー項目	講師	分割受講金額
A	7月10日(月)	交際費等の税務 (119760)	税理士 須田 勝氏	会員 11,800円
	7月12日(水)			読者 13,600円 一般 14,200円
B	7月24日(月)	固定資産の税務 (119761)	税理士 豊島 務氏	会員 11,800円
	7月26日(水)			読者 13,600円 一般 14,200円
C	8月7日(月)	消費税の基礎と実務 (119762)	税理士 佐々木 宏氏	会員 23,000円
	8月9日(水)			読者 27,000円
	8月21日(月)			一般 32,000円
	8月23日(水)			

(テキスト代、消費税を含みます)

No.119759 7/10~8/23「会社税務基礎講座」有料研修会 FAX申込書 **HP用**

右記に○をつけて下さい。	全講座受講	または	分割受講 (A B C)
--------------	-------	-----	----------------

お客様コード								
郵便番号	〒		所在地					
フリガナ				TEL				
会社名				FAX				
参加者	部課名							
	氏名	フリガナ				フリガナ		
	e-mail							
支払い方法 (お選びください)	<input type="checkbox"/> 銀行振込(手数料はお客様負担)	<input type="checkbox"/> 郵便振替	<input type="checkbox"/> 当日持参	申込担当者 部署・氏名				
通信欄								

個人情報保護方針について: ご記入頂きました個人(法人)情報につきましては、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報を提供する以外の目的では利用いたしません。又、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することは一切ございません。

税研・実務研修センター 行 <https://www.zeiken.co.jp/seminar/> FAX 0120-67-2209

税務知識のレベルアップに!

~これからの経理マンに必要な税務の基本を学習~

会社税務基礎講座



- ★ 忙しい経理担当者の方でも学習しやすい重要項目中心の夜間講座!!
- ★ 優先度の高い実例と確実な知識を学べるエキスパート講師陣!!

毎年のように税法や通達が改正され、納税という企業の信頼を担う経理・税務部門は、会社の経営を支えるスタッフとしてますます高度なスキルを求められています。このセミナーでは、会社税務の基本知識を短期間で学習し、経理マンとしての総合力強化を目指します。「法人税(交際費・減価償却・資本的支出と修繕費)」「消費税の基礎と実務」といった会社税務の根幹をなす項目について、基本的なしくみを中心に実例なども加えてわかりやすく解説いたします。

税務を始めたばかりの方のみならず、実務経験者の方も基本に立ち返る機会として受講をおすすめします。

日時 7月10日(月)~8月23日(水) 毎回18:15~20:30 全8回(3項目)

受講料 会員 45,000円 読者 53,000円 一般 59,000円(テキスト、消費税を含む)
◇分割(科目別)受講を希望される方は、裏面の受講一覧表をご覧ください。

申込方法 申込書に記入の上FAXして下さい。受講票と請求書をお送りいたします。

講師紹介

〔法人税担当〕税理士 須田 勝氏

国税局で法人税の審理事務、国税不服審判所で審査請求事務に従事した後、税務相談室長、国税不服審判所部長審判官を歴任し、平成28年税務署長を最後に退官。中央区に税務事務所を開設し、現在に至る。

〔法人税担当〕税理士 豊島 務氏

東京国税局調査部において法人税の申告書審査等に従事した後、国税局国税訟務官及び税務大学校教授を歴任し、平成28年税務署長を最後に退官。中央区に税理士事務所を開設し、現在に至る。

〔消費税担当〕税理士 佐々木 宏氏

消費税導入時に国税局において、審理事務を担当。その後も主に消費税事務に従事。税務署、国税局、国税庁を歴任後、平成25年税務署長を最後に退官。新宿区に税務事務所を開設し、現在に至る。

会場及び申込先

税務研究会・実務研修センター

東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ5F(アカデミア入口)
TEL.03-5298-5491 FAX.0120-67-2209

検索
お申込みは



「会社税務基礎講座」の主な内容

～講義時間はすべて18:15～20:30です。～

A 交際費等の税務

講師 税理士 須田 勝氏
7月10日(月)、7月12日(水)開催

- 1 交際費課税の概要
- 2 交際費等の範囲
 - (1) 交際費等の範囲
 - (2) 交際費等から除かれる費用
 - (3) 交際費等と他の費用との区分
 - ① 寄附金
 - ② 販売奨励金等
 - ③ 情報提供料等
 - ④ 広告宣伝費
 - ⑤ 福利交際費等
 - ⑥ 給与等
 - ⑦ 会議費等
- 3 使途不明金・使途秘匿金と交際費等
- 4 損金不算入額の計算
 - (1) 接待飲食費の取扱い
 - (2) 5,000円基準
 - (3) 接待飲食費の50%相当額の損金算入
 - (4) 交際費等経費精算書
- 5 実務に役立つ問答集
 - (1) 交際費等から除かれる「通常要する費用」
 - (2) 得意先の従業員等に支払う売上割戻し
 - (3) 交際費等とならない「事業用資産」の範囲
 - (4) 「少額物品」の範囲
 - ・おおむね3,000円以下の物品
 - ・ビール券、デパート商品券、飲食券等
 - (5) 素人に支払う販売手数料等
 - (6) 広告宣伝費となる「一般消費者」の意義
 - (7) 役員の社葬費及び一周忌費用
 - (8) 5,000円基準と50%損金算入の関係
 - ・飲食費と接待飲食費の違い
 - ・社内飲食費の意義
 - ・社内、社外の判定
 - ・二次会費用等
 - ・書類の保存要件と帳簿書類への記載事項等

B 固定資産の税務

講師 税理士 豊島 務氏
7月24日(月)、7月26日(水)開催

- I 減価償却の税務
 - 1 減価償却とは
 - 2 減価償却資産の範囲
 - (1) 減価償却資産の定義
 - (2) 減価償却資産か否かの取扱い
 - 3 減価償却資産の取得価額
 - (1) 原則的取扱い (2) 特例
 - 4 耐用年数
 - (1) 企業会計と税務上の取扱い
 - (2) 耐用年数の短縮
 - (3) 中古資産の見積り
 - 5 減価償却の方法
 - (1) 原則的取扱い
 - (2) 特別な償却方法
 - (3) 償却方法の選定及び変更
 - 6 減価償却限度額の計算
 - (1) 償却費として損金経理した金額
 - (2) 償却限度額の計算
 - (3) 少額な減価償却資産 (4) 一括償却資産
- II 資本的支出と修繕費の税務
 - 1 資本的支出と修繕費の区分
 - (1) 使用可能期間を延長させる部分
 - (2) 価額を増加させる部分
 - 2 資本的支出と修繕費の例示
 - (1) 資本的支出の例示
 - (2) 修繕費の例示
 - 3 耐用年数の算定方法の例示
 - 4 資本的支出と修繕費の区分
 - (1) 少額又は周期の短い費用の取扱い
 - (2) 形式基準による修繕費の取扱い
 - (3) 資本的支出と修繕費の区分の特例
 - (4) 災害の場合の区分の特例
 - (5) ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費
 - (6) 機能復旧補償金による固定資産の取得又は改良

C 消費税の基礎と実務

講師 税理士 佐々木 宏氏

8月7日(月)、8月9日(水)、8月21日(月)、8月23日(水)開催

- 1 消費税の基本的な仕組み
- 2 課税範囲
 - (1) 国内において行うもの
 - (2) 事業者が事業として行うもの
 - (3) 対価を得て行うもの
 - (4) 資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供
 - (5) 保税地域から引き取られる外国貨物
- 3 非課税範囲
 - (1) 消費税の性格から課税の対象とならないもの
 - (2) 社会政策上の配慮から非課税とされているもの
 - (3) 輸入取引における非課税
- 4 輸出免税等
 - (1) 輸出取引等に係る免税
 - (2) 輸出物品販売場に係る免税
 - (3) 租税特別措置法の規定による輸出免税等
- 5 資産の譲渡等の時期
 - (1) 棚卸資産の譲渡の時期
 - (2) 請負による譲渡等の時期
 - (3) 固定資産の譲渡の時期
 - (4) 有価証券等の譲渡の時期
 - (5) 利子、使用料等を対価とする資産の譲渡等の時期
 - (6) その他の資産の譲渡等の時期
- 6 課税標準及び税率
 - (1) 課税資産の譲渡等に係る課税標準
 - (2) 特定課税仕入れに係る課税標準
 - (3) 課税貨物に係る課税標準
 - (4) 税率
 - (5) 課税標準額に対する消費税額の計算
- 7 税額控除等
 - (1) 仕入れに係る消費税額の控除
 - (2) 仕入控除税額の計算方法
 - (3) 仕入税額控除の適用要件
 - (4) 仕入れに係る対価の返還等を受けた場合等の控除税額の調整
 - (5) 調整対象固定資産に係る控除税額の調整
 - (6) 免税事業者が課税事業者となる場合等の棚卸資産に係る控除税額の調整
 - (7) 中小事業者の仕入控除の特例(簡易課税)
 - (8) 売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除
 - (9) 特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除
 - (10) 貸倒れに係る消費税額の控除等